

この1年の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
14年 155国会 (臨時会)	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	金融機関等の経営基盤強化のための有力な手段である組織再編成を円滑化するため、組織再編成にかかる手続の簡素化、預金保険機構による資本増強等の特例、預金保険限度額の経過措置等を設けるもの。	14.12.18	15.1.1等
	預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律	我が国経済における金融機関の関与する決済機能の重要性に鑑み、以下の措置を講ずるもの ①金融機関破綻時に全額保護される預金として、利息を付さないこと等を要件とする決済用預金を制度として用意する。ただし、経過措置として、平成17年3月末までの2年間は、平成14年度と同様、利息の付く普通預金等も引き続き全額保護する ②金融機関破綻時に決済途上にある取引を完了させるための措置を講ずる	14.12.18	15.4.1
	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律【議員提出】	機構が株式持ち合い解消の円滑化にも対応できるよう、事業法人の保有する銀行株を機構の買取対象に加え、セーフティネットとしての機構の機能を強化するもの	14.12.18	14.1.31
15年 156国会 (通常会)	保険業法の一部を改正する法律	保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険会社の業務範囲の拡大等を行うもの。	15.5.9	15.6.8
	証券取引法等の一部を改正する法律	証券市場の構造改革を推進する観点から、証券会社と顧客の仲介を行う証券仲介業制度や主要株主ルール、取引所の持ち株会社制度の導入等、所要の改正を行う。	15.5.30	16.4.1等
	公認会計士法の一部を改正する法律	証券市場の公平性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実・強化を図るため、公認会計士等の独立性の確保のための諸制度の導入、監査法人等に対する監視・監督体制の強化、公認会計士試験制度の見直し等、所要の改正をおこなうもの	15.6.6	16.4.1等

巻末資料 2

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
	保険業法の一部を改正する法律	超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための制度として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する仕組みを整備するもの。	15. 7. 25	15. 8. 24
	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律【議員提出】	新 BIS 規制の導入時期が当初予定から延期されたことを踏まえ、銀行等の株式保有制限の適用時期を 2 年延長するほか、売却時抛出金の廃止、事業法人からの銀行株式買取枠の拡大等、セーフティーネットとしての銀行等保有株式取得機構について機能の改善を図るもの	15. 8. 1	公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日
	貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律【議員提出】	昨今の「ヤミ金融問題」の深刻化を受け、①貸金業の登録要件の厳格化、②無登録業者が行う一定の行為に対する規制の強化、③取立行為規制の強化、④貸金業務取扱主任者制度の創設、⑤罰則の強化、⑥違法な高金利での貸付け契約の無効化等を規定した。	15. 8. 1	公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（一部規定については公布の日から 1 月を経過した日）